

令和4年度 美深スキー場安全報告書

利用者の皆さんへ

美深町の索道事業に対して、日頃のご利用とご理解、誠にありがとうございます。
平成18年10月1日より鉄道事業法の一部改正された安全管理規定第2条第3項により、
安全の取組みの実績その他安全に関する情報について安全報告として公表いたします。

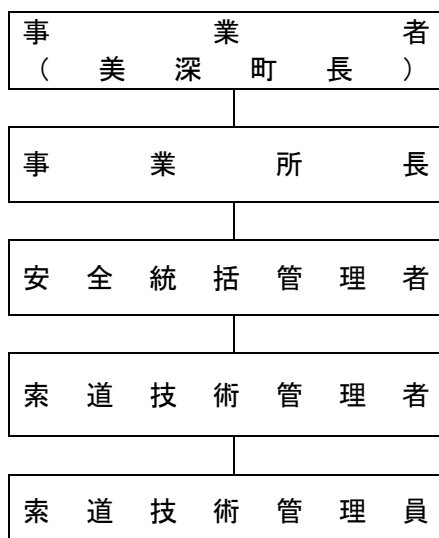
美深町長 草野孝治

1 安全基本方針

事業者及び事業所長は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、索道施設及び職員等を総合活用し、事業者、事業所長及び職員等の輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針は、以下のとおりとする。

- (1) 一致協力して輸送の安全の確保に努めること。
- (2) 輸送の安全に関する法律及び関連する規程（以下「法令等」という。）をよく理解し、これを遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行すること。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
- (4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義があるときは、最も安全と思われる取扱いをすること。
- (5) 事故又は災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全かつ適切な処置をとること。
- (6) 情報が、漏れなく迅速かつ正確に伝えられる体制を確保すること。

2 組織体制



- ① 事業所長 索道事業の輸送の安全の確保に関する体制を整える。
- ② 安全統括管理者 索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
- ③ 索道技術管理者 索道の運行の管理及び索道施設の保守管理その他の技術上の事項に関する業務を統括管理し、安全統括管理者が業務を兼務する。
- ④ 索道技術管理員 索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。

3 事故等の発生状況

(1) 索道運転事故（索道人身障害事故）

発生していません。

(2) インシデント（事故の兆候）

国土交通省へのインシデント報告はありません。

(3) 行政指導等

ありません。

4 輸送の安全確保のための取組み

(1) 人材教育及び緊急時対応訓練

- ① スキー場オープン前に従業員教育を実施しました。
- ② 運輸局の索道技術管理者研修会（索道技術管理者対象）に参加しました。
- ③ 救助訓練を月に1度実施しました。



(2) 輸送の安全・安心を提供する取組みについて

① リフトの整備の実施

- ・各装置のオイル交換、握索装置の分解整備、その他各部給油等の整備を行いました。

② 令和4年度美深スキー場索道設備整備工事の実施

- ・原動設備（モーター）の分解整備を行いました。

③ 点検・検査について

- ・索道運行開始前点検を実施し、運行に支障がないことを確認の後、運行を行っています。
- ・関係法令及び「整備細則」に基づく定期検査（1ヶ月・12ヶ月）を実施しています。

令和4年度シーズンは、事故もなく無事に営業を終了することが出来ました。

令和5年度シーズンも更に安全管理と点検整備に努め、安全なスキー場環境を提供したいと考えております。

連絡先

〒098-2252

北海道中川郡美深町字西町22番地 美深町教育委員会 教育グループ

電話 01656-2-1744 FAX 01656-2-3672